

(1) 市議会への主な質問及び回答

問① 政治倫理条例の3条2項、議員の条例を作るのに、市民の役割はいらない。議員の事だけ決めればよい。異議申し立ては、まだ間に合うのか。

答① 議会改革特別委員会でも大いに議論になりました。議員を縛る条例なのに、なぜ市民の役割なのか、最初は責務でしたが市民に協力をお願いしたいと文言を弱めました。議員自らを律する意味からの条例であって、市民を縛ろうと云う考えは全くありません。社会常識として我々のやることについて、常識と理解をお願いしたいと云う文言です。

問② 館山市議会だよりは、一部いくらか。もっと安くできないか。

答② 他市に比較しても安く、ページ数も少なく、工夫して作っています。議会費で支出しており100万円程度と考えています。

問③ 議員の責務、仕事とはどういう事か。

答③ 行政の監視、条例の制定（議決）、意見書の提出などによって、市民福祉の向上と市全体の発展に寄与することを目的としています。

問④ 館山市議会は行政に対するチェックが甘いのではないか。

答④ 監視機能として、予算・条例や大きな契約を決めるという制度を作っていくというのが役割ではありますが、一番は行政のチェック機能です。監視機能が十分でないところのご指摘でありますので、頑張っています。

問⑤ 議会基本条例を作ったのか。

答⑤ 議会基本条例は、平成27年4月に施行されていますが、本年度、政治倫理条例は完成間近で、本年12月議会に上程を予定しています。